

## 第8節 新興感染症発生・まん延時における医療対策

### 1 現状と課題

#### (1) 現状

3年余にわたり新興感染症として位置付けられた新型コロナウイルス感染症<sup>76</sup>への対応状況は以下のとおりです。

#### ① 感染動向

新型コロナウイルスは、令和2年1月9日に中華人民共和国湖北省武漢市で検出されて以降、世界中で感染が拡大しました。国内では1月16日、県内では2月26日に初めて感染者が確認され、その後、数次にわたる変異を重ね、8度の波を繰り返しながら感染が拡大しました。感染力が強く若年者も重症化しやすいデルタ株により感染が急拡大した第5波では、県内で初めて自宅療養が発生しました。また、重症化リスクは比較的低いものの、感染力が極めて高いオミクロン株が主流となった第6波以降では、爆発的に感染が拡大し、第8波では、累計感染者数が50万人に到達しました。

その一方で、ウイルスの特性の変化に加え、感染対策の強化、医療提供体制の整備、ワクチン接種等が奏功し、重症化率や致死率は低下しています。

各圏域の人口10万人当たりの感染者数の比較では、岐阜圏域が最も多いものの、他圏域との大きな差は見られず、県内全域で感染者が発生しています。

表 3-2-8-1 波毎の感染動向

(単位：人)

	第1波 R2. 2-5	第2波 R2. 5-10	第3波 R2. 10-R3. 3	第4波 R3. 3-7	第5波 R3. 7-12
感染者数	150	480	4,037	4,615	9,653
入院患者数 <sup>※1</sup>	116	144	412	556	544
重症患者数	8	12	58	77	54
重症化率	5.33%	2.50%	1.44%	1.67%	0.56%
死亡者数	7	3	105	72	32
致死率	4.67%	0.63%	2.60%	1.56%	0.33%

  

	第6波 R3. 12-R4. 6	第7波 R4. 6-10	第8波 <sup>※2</sup> R4. 10-R5. 5	合計
感染者数	87,752	188,506	249,867	545,060
入院患者数 <sup>※1</sup>	588	573	496	—
重症患者数	30	26	44	309
重症化率	0.03%	0.01%	0.02%	0.06%
死亡者数	126	252	531	1,128
致死率	0.14%	0.13%	0.21%	0.21%

【出典：岐阜県健康福祉部感染症対策推進課調べ】

※1 入院患者数：各波における1日当たりの最大値。

※2 第8波：期間を5類感染症に移行する前（令和5年5月7日）までに設定。

<sup>76</sup> 新型コロナウイルス感染症：感染症法上、「新型インフルエンザ等感染症（いわゆる2類相当）」から「5類感染症」に位置付け変更（令和5年5月8日～）。

表 3-2-8-2 圏域毎の感染動向

(単位：人)

	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	合計
感染者数※ <sup>1</sup>	229,813	95,002	100,960	82,346	36,348	544,469
人口 10 万人当たり	28,960	26,504	27,715	25,449	26,169	27,516
入院患者数※ <sup>2</sup>	282	105	108	137	99	588
死亡者数※ <sup>3</sup>	426	203	220	184	92	1,125

【出典：岐阜県健康福祉部感染症対策推進課調べ】

※1 感染者数：各医療機関が新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に入力した個別感染者毎のデータを基にしており、各医療機関等からの日次報告を基にした公表数とは一致しない。

※2 入院患者数：各圏域における 1 日当たりの最大値。患者を受け入れた医療機関の所在地で集計。

※3 死亡者数：死亡時の居所で集計（県外居住者 3 人は除く）。

## ② 医療提供体制

確保病床の最大確保数は、総病床数（21,067 床）の 4.3%に当たる 914 床（令和 4 年 9 月時点）であり、病床確保率は全国で 3 番目に高くなっています。また、病床使用率は最高で 73.5%（令和 3 年 5 月 17 日時点）に達したものの、入院が必要な患者を受け入れられる体制を確保しました。

診療・検査医療機関の最大確保数は、内科等を標榜する医療機関（1,277 機関）の 65.6%に当たる 838 機関（令和 5 年 4 月 28 日時点）であり、内科等標榜医療機関に対する割合は全国平均 55.6%と比べ高い水準となっています。

表 3-2-8-3 医療提供体制（最大確保数）

(単位：床、機関)

	岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	合計
確保病床数	361	133	118	189	113	914
診療・検査医療機関数	380	126	139	132	61	838
自宅療養者等に医療を提供する機関数	436	145	140	148	92	961
病院・診療所	255	91	85	74	40	545
薬局	152	46	49	70	49	366
訪問看護事業所※	29	8	6	4	3	51
後方支援を行う医療機関数	14	6	5	4	1	30

【出典：岐阜県健康福祉部医療整備課・感染症対策推進課調べ】

※訪問看護事業所：合計欄には、県外に所在する事業所を計上しているため、各圏域の事業所の合計とは一致しない。

## (2) 必要となる医療機能

新興感染症の発生・まん延に備え、①病床確保（入院医療）、②発熱外来、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤医療人材の派遣など、医療機関の役割を明確化し、必要な体制を確保することが必要です。

そのために、新興感染症が新型コロナウイルス感染症のピークと同等の感染拡大に至った際にも対応できるよう、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制を参考に、流行初期に速やかに整備すべき体制と、その後の感染拡大に対応するための最大規模の体制を想定した数値目標を設定した上で、医療機関と医療措置協定を締結します。

なお、発生・まん延した新興感染症が、事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、その感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じて機動的に対応していきます。

### ① 病床確保（入院医療）

医療措置協定に基づき入院医療を担う病院及び有床診療所（以下「第一種協定指定医療機関」という。）は、ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等の院内感染対策を適切に実施した上で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な病床を確保し、県からの要請後速やかに即応病床化することを基本とします。

国内での感染発生早期（新興感染症発生から感染症法に基づく厚生労働大臣による発生の公表前まで）は、第一種及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床を中心に対応します。その際、当該感染症指定医療機関は、新興感染症についての知見の収集及び分析を行います。

流行初期（発生の公表から3か月程度）は、発生の公表前から対応実績のある感染症指定医療機関に加え、第一種協定指定医療機関のうち、流行初期の段階から入院対応を行う旨の医療措置協定を締結した医療機関で対応します。

流行初期以降は、流行初期から対応した医療機関に加え、その他の第一種協定指定医療機関のうち、公的医療機関等（新興感染症に対応可能な民間医療機関を含む。）を中心に対応し、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、全ての第一種協定指定医療機関で対応します。

### (入院調整)

新興感染症発生・まん延時において確保した病床に患者が円滑に入院できるようにするため、原則、各保健所が確保病床の利用状況や患者の症状に応じて、入院先の調整を行います。

### (重症者、特に配慮が必要な患者への対応)

重症者や特に配慮が必要な患者に対しては、医療措置協定において、重症者、精神疾患を有する患者、妊産婦、小児、透析患者、障がい児者、認知症患者、がん患者、外国人等を受け入れる病床を確保します。

### (通常医療との両立体制)

病床の確保に伴い、患者の生命に重大な影響が及ぶおそれのある通常医療が制限されることも考えられることから、通常医療を担う医療機関がどの程度確保できるかなど、地域における役割分担を明確化します。

感染拡大時には、その感染状況に応じて、感染症対策連携協議会や感染症対策調整本部を通じて入院基準の適時適切な設定や病床使用率に応じたフェーズ切り替えの明確な基準の決定を行うことで、重症者や重症化リスクの高い高齢者、基礎疾患を有する患者が確

実に入院でき、適切な治療が受けられる体制を確保するとともに、感染症医療及び通常医療の病床ひっ迫の回避を図ります。

後方支援医療機関への転院や、症状が落ち着いた患者の宿泊療養施設への移送を促し、入院を担う医療機関をバックアップする体制を整備します。

## ② 発熱外来

医療措置協定に基づき発熱外来を担う病院、診療所（以下「第二種協定指定医療機関」という。）は、ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等の院内感染対策を適切に実施した上で、発熱患者等専用の診察室の設置、住民への対応時間帯の事前周知、地域の医療機関等との情報共有を行いながら、発熱患者を診療することを基本とします。

国内での感染発生早期（新興感染症発生から感染症法に基づく厚生労働大臣による発生の公表前まで）は、第一種及び第二種感染症指定医療機関を中心に対応します。その際、当該感染症指定医療機関は、新興感染症についての知見の収集及び分析を行います。

流行初期（発生の公表から3か月程度）は、発生の公表前から対応実績のある感染症指定医療機関に加え、第二種協定指定医療機関のうち、流行初期の段階から発熱外来を行う旨の医療措置協定を締結した医療機関で対応します。

流行初期以降は、流行初期から対応した医療機関に加え、その他の第二種協定指定医療機関のうち、公的医療機関等（新興感染症に対応可能な民間医療機関を含む。）を中心に対応し、その後3か月程度を目途に、順次速やかに、全ての第二種協定指定医療機関で対応します。

### （地域の診療所との役割分担）

感染症医療以外の通常医療を担う診療所も含め、日頃から患者のことをよく知る医師、診療所等は、患者からの相談に応じ発熱外来等の適切な受診先を案内するなど、地域における感染症医療と通常医療の役割を確認し連携を図ります。

## ③ 自宅療養者等への医療の提供

第二種協定指定医療機関のうち、自宅療養者等への医療の提供を担う病院、診療所、薬局、訪問看護事業所は、往診やオンライン診療、医薬品対応、訪問看護など、自宅・宿泊療養者、高齢者及び障がい者施設等での療養者等への医療の提供を担います。

各機関間や事業所間の連携にあたっては、必要に応じ、通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用するほか、自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等へ適切につなぐ体制を確保します。

患者に身近な診療所等が自宅療養者等への医療を行う際は、患者の容体の変化等の場合に迅速に医療につなげるためにも、できる限り健康観察の協力を行います。

### （高齢者及び障がい者施設等と医療機関の連携強化）

高齢者及び障がい者施設等に対する医療従事者の往診・派遣等の医療支援体制について、連携状況も含め確認し、感染症対策連携協議会等を活用し、医療機関との連携の強化を図ります。

### （歯科保健医療提供体制）

自宅療養者等に対する口腔の管理は重要であり、歯科衛生士も活用しながら、必要となる在宅歯科医療や高齢者及び障がい者施設等との連携が円滑に実施できる体制を含め、地域の実情を踏まえた歯科保健医療提供体制の構築を進めます。

#### ④ 後方支援

後方支援を担う協定締結医療機関は、通常医療を確保するため、第一種及び第二種協定指定医療機関に代わって、流行初期の感染症患者以外の患者の受入れや、感染症から回復後に入院が必要な患者の転院等の受入れを行います。

患者受入れに不安を抱える医療機関に対し感染症等の専門家を派遣し指導・助言を行うほか、医師会や回復した患者の退院先となる介護老人保健施設等とも連携した上で、後方支援体制を整備します。

#### ⑤ 医療人材の派遣

医療人材の派遣を担う協定締結医療機関は、県からの要請に応じて、感染症患者に対する医療を担当する医師、看護師その他の医療従事者や感染症の予防及びまん延を防止するための医療提供体制の確保にかかる業務に従事する医師、看護師その他の医療関係者を派遣します。

平時から、医療人材の応援体制を整備するとともに、県の区域を越えた医療人材の応援を要請する場合の方針を確認します。

#### ⑥ 個人防護具の備蓄

協定締結医療機関は、次の感染症危機に適切に備えるため、個人防護具（サージカルマスク、N 95 マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の備蓄を進めます。

### (3) 主な課題

(1)、(2) を踏まえ、以下の課題があると考えられます。

圏域	番号	課題
全圏域	①	感染症発生からまん延時に至るまで必要な医療を提供できる体制の構築
	②	医療用マスク等個人防護具の需給逼迫に備えた計画的な備蓄
	③	患者の重症度・緊急度に応じて適切な医療が提供できる体制の構築
	④	感染拡大時における新興感染症に対する医療と通常医療との両立
	⑤	新興感染症に対応できる医療人材の確保
	⑥	円滑な入院や療養体制に向けた医療機関と保健所、消防機関、高齢者及び障がい者施設等の連携強化

## 2 対策

### (1) 目指すべき方向性

新興感染症発生・まん延時における医療体制については、令和11年度までに、以下の体制を構築することを目指します。

- 新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、当該対応を念頭に、まずはその最大規模の体制を目指します。
- 平時から地域における役割分担を踏まえた新興感染症に対応する医療及び新興感染症以外の通常医療の提供体制の確保を図ります。
- 地域の実情に応じて、医療機関が地域の関係機関と連携して感染症への対応にあたります。

### (2) 数値目標

#### 【流行初期（発生公表後1週間以内に対応）】

課題	指標の種別	指標名	圏域	計画策定時	目標値 (令和11年度)	
① ③	ストラクチャー 指標	協定締結医療機関 (入院)における確保病床数	全圏域	—	492床	
					重症者用病床: 22床	
協定締結医療機関 (特別な配慮が必要な患者の入院に対応可能)の確保数		全圏域	精神疾患を有する患者		4機関	
① ③					妊産婦	9機関
					小児	12機関
					障がい児者	9機関
					がん患者	16機関
				透析患者	9機関	
①		協定締結医療機関 (発熱外来)の確保数	全圏域		61機関	

#### 【流行初期以降（発生公表後6か月以内に対応）】

課題	指標の種別	指標名	圏域	計画策定時	目標値 (令和11年度)	
① ③	ストラクチャー 指標	協定締結医療機関 (入院)における確保病床数	全圏域	—	884床	
					重症者用病床: 29床	
協定締結医療機関 (特別な配慮が必要な患者の入院に対応可能)の確保数		全圏域	精神疾患を有する患者		5機関	
① ③					妊産婦	10機関
					小児	15機関
					障がい児者	11機関
					がん患者	21機関
				透析患者	9機関	

課題	指標の種別	指標名	圏域	計画策定時	目標値 (令和11年度)		
①	ストラクチャー 指標	協定締結医療機関 (発熱外来)の確保数	全圏域	—	838 機関		
① ⑥		協定締結医療機関 (自宅療養者等への医療 の提供)の確保数	全圏域		医療機関	545 機関 自宅療養者対応可： 545 機関 宿泊療養者対応可： 373 機関 高齢者施設対応可： 93 機関 障がい者施設対応可： 93 機関	
						訪問看護事業所	51 機関
						薬局	366 機関
④		協定締結医療機関 (後方支援)の確保数	全圏域		30 機関		
⑤	協定締結医療機関 (人材派遣)における派 遣人材の確保人数	全圏域	医師	34 人 県外派遣可能： 29 人			
			看護師	54 人 県外派遣可能： 42 人			

【平時の対応】

課題	指標の種別	指標名	圏域	計画策定時	目標値 (令和11年度)
②	ストラクチャー 指標	個人防護具を2か月分以上備蓄している協定締結医療機関(病院・診療所・訪問看護事業所)の割合	全圏域	—	8割
⑥	プロセス 指標	人材派遣に係る協定締結医療機関のうち、年1回以上、新興感染症患者の受入研修・訓練を実施又は他機関が行う研修・訓練に参加させている割合	全圏域		100%

### (3) 今後の施策

- 各医療機関と医療措置協定を締結し、流行初期とそれ以降における役割（病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材の派遣等）を明確化します。（課題①③⑤）
- 確保病床の即応化にあたり、感染者の推移や病床使用率等を活用した感染状況の予測を基に、切り替えのタイミングや目安を明確化します。（課題①）
- 入院調整を行うにあたり、行政や医療機関、消防機関等の中で、入院可能な病床や患者情報を共有する仕組みを整備します。（課題①③）
- 県において个人防护具の計画的な購入・保管や県内製造事業者からの優先的調達に向けた連携体制の構築を進めるほか、協定締結医療機関における个人防护具の備蓄に対する支援を検討します。（課題②）
- 感染状況に応じて、入院基準を適時適切に設定し、重症者や重症化リスクの高い患者が確実に入院でき、適切な治療が受けられる体制を確保します。（課題④）
- 後方支援医療機関への転院や症状が落ち着いた患者の宿泊療養施設への移送を促し、入院を担う医療機関をバックアップする体制を整備します。（課題④）
- 感染症医療以外の通常医療を担う診療所も含め、日頃から患者のことをよく知る医師、診療所等と、感染症医療を担う医療機関の連携を促進します。（課題④）
- 平時から、感染症対策や患者対応にかかる医療機関に向けた講習会・研修会、訓練を実施するとともに、医師会等の専門職能団体、病院間のネットワーク、大学等と連携し充実を図ります。（課題⑤）
- 関係機関からなる感染症対策連携協議会において、新興感染症に対する医療提供のあり方を議論し、平時から連携関係を強化します。（課題⑥）
- 感染症患者の移送について、患者の病状や感染症の特性を踏まえ、保健所、消防機関、民間事業者等と役割分担を協議します。（課題⑥）
- 高齢者及び障がい者施設等に対する医療支援や感染制御の円滑な実施に向け、医療機関や協力機関との連携体制を強化します。（課題⑥）
- 感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報や予防及び治療に必要な情報を積極的に提供するとともに、一人ひとりの感染予防の習慣化に向けた呼びかけを行います。（課題⑥）
- 患者や医療従事者等の人権が損なわれることのないよう様々な機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ハラスメント等に関する相談対応を行います。（課題⑥）

※具体的な施策は、「岐阜県感染症予防計画」に基づき実施します。

### 3 ロジックモデル

番号	個別施策	番号	施策の効果	番号	目指す姿	
A B C	各医療機関と医療措置協定を締結し、流行初期とそれ以降における役割（病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材の派遣等）を明確化 確保病床の即応化にあたり、感染者の推移や病床利用率等を活用した感染状況の予測を基に、切り替えのタイミングや目安を明確化 入院調整を行うにあたり、行政や医療機関、消防機関等の中で、入院可能な病床や患者情報を共有する仕組みを整備	①	感染症発生からまん延時に至るまで必要な医療を提供できる体制の構築	1	新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえ、当該対応を念頭に、まずは最大規模の体制を目指す	
		指標	協定締結医療機関（入院）における確保病床数	●		
		指標	協定締結医療機関（特別な配慮が必要な患者の入院に対応可能）の確保数	●		
		指標	協定締結医療機関（発熱外来）の確保数	●		
		指標	協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の確保数	●		
		指標	協定締結医療機関（後方支援）の確保数	●		
		指標	協定締結医療機関（人材派遣）における派遣人材の確保人数	●		
A C	各医療機関と医療措置協定を締結し、流行初期とそれ以降における役割（病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材の派遣等）を明確化 入院調整を行うにあたり、行政や医療機関、消防機関等の中で、入院可能な病床や患者情報を共有する仕組みを整備	③	患者の重症度・緊急度に応じて適切な医療が提供できる体制の構築	再掲		
		指標	協定締結医療機関（入院）における確保病床数			
		指標	協定締結医療機関（特別な配慮が必要な患者の入院に対応可能）の確保数			
A H	各医療機関と医療措置協定を締結し、流行初期とそれ以降における役割（病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援、医療人材の派遣等）を明確化 平時から感染症対策や患者対応にかかる医療機関に向けた講習会・研修会、訓練を実施するとともに、医師会等の専門職団体、病院間のネットワーク、大学等と連携し充実を図る	⑤	新興感染症に対応できる医療人材の確保	再掲		
		指標	協定締結医療機関（人材派遣）における派遣人材の確保人数			
		指標	人材派遣に係る協定締結医療機関のうち、年1回以上、新興感染症患者の受入研修・訓練を実施又は他機関が行う研修・訓練に参加させている割合			
D	県において、個人防護具の計画的な購入・保管や県内製造業者からの優先的調達に向けた連携体制の構築を推進 協定締結医療機関における個人防護具の備蓄に対する支援を検討	②	医療用マスク等個人防護具の需給逼迫に備えた計画的な備蓄	●		
		指標	個人防護具を2か月分以上備蓄している協定締結医療機関（病院・診療所・訪問看護事業所）の割合			
E F G	感染状況に応じて、入院基準を適時適切に設定し、重症者や重症化リスクの高い患者が確実に入院でき、適切な治療が受けられる体制を確保 後方支援医療機関への転院や症状が落ち着いた患者の宿泊療養施設への移送を促し、入院を担う医療機関をバックアップする体制を整備 感染症医療以外の通常医療を担う診療所も含め、日頃から患者のことをよく知る医師、診療所等と感染症医療を担う医療機関の連携を促進	④	感染拡大時における新興感染症に対する医療と通常医療との両立	再掲	2	
		指標	協定締結医療機関（後方支援）の確保数			
I J K L M	関係機関からなる感染症対策連携協議会において、新興感染症に対する医療提供のあり方を議論し、平時から連携関係を強化 感染症患者の移送について、患者の病状や感染症の特性を踏まえ、保健所、消防機関、民間事業者等と役割分担を協議 高齢者及び障がい者施設等に対する医療支援や感染制御の円滑な実施に向け、医療機関や協力機関との連携体制を強化 感染症の発生状況、動向及び原因に関する情報や予防及び治療に必要な情報を積極的に提供するとともに、一人ひとりの感染予防の習慣化に向けた呼びかけ 患者や医療従事者等の人権が損なわれることのないよう様々な機会を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ハラスメント等に関する相談対応	⑥	円滑な入院や療養体制に向けた医療機関と保健所、消防機関、高齢者及び障がい者施設等の連携強化	再掲	3	
		指標	協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の確保数			

※●は国の重点指標

## 4 医療提供体制の体系図



## 5 医療機関一覧

※医療措置協定を締結した医療機関の一覧は、県公式ホームページにおいて公表しています。

<医療措置協定等に関する情報>

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/326175.html>